

(別紙2)

大分県医療ロボット・機器産業協議会
令和6年度「医工連携医療関連機器等事業化補助事業」審査基準

<審査方法>

1. 委員会は、次の4項目を基に審査を実施する。
 - I：研究内容に関する評価
 - II：事業化に関する評価
 - III：研究実施体制に関する評価
 - IV：実施の確実性に関する評価
2. 審査に当たっては、下記<審査基準・項目>に基づく審査表により審査・評価を行い、各委員の評点の平均点に基づき順位付けする。その順位をもとに、県が予算の範囲内で採択案件と金額を決定する。なお、平均点が60点未満であった場合は不採択とする。
3. 審査は原則として申請者(研究代表者等)との面接審査(プレゼンテーション)により行う。
4. 審査会は非公開で行う。

<審査基準・項目>

| 審査基準・項目 | 配点 |
|------------------------------|------|
| I 研究内容に関する評価 ----- | [40] |
| ① 研究内容に新規性や独創性があるか | 10 |
| ② 研究開発の内容が事業目的に対して適切であるか | 20 |
| ③ 大学等研究機関のシーズ(知見)を活用できているか | 10 |
| II 事業化に関する評価 ----- | [40] |
| ① 市場ニーズの実現あるいは市場性が見込める内容であるか | 20 |
| ② 当該研究成果を申請企業が事業化する能力があるか | 10 |
| ③ 事業化へ向けての計画が明確になっているか | 10 |
| III 研究実施体制に関する評価 ----- | [10] |
| ① 研究内容に適した体制となっているか | 10 |
| IV 実施の確実性に関する評価 ----- | [10] |
| ① 期間内に当該事業が完了する見込みがあるか | 10 |

また、以下に該当する企業に一律、平均値に1ポイント加点する。

- ① 「経営革新計画」承認企業
- ② 「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
- ③ 「くるみん」「プラチナくるみん」認定企業
- ④ 「しごと子育てサポート企業」認定企業
- ⑤ 物価高を商品価格に転嫁する「パートナーシップ構築宣言」を行った企業